

## ◆公害防止計画推進プロジェクト

～快適な生活環境の創造～

## ■背景と目的

## 背景

○本市は、環境基本法第17条に基づき「公害(\*)が著しく、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域」として公害防止計画の策定をしなければならない全国31地域のひとつとなっています。この計画では、大気汚染、騒音及び水質汚濁の改善を目標に、自動車交通公害による大気汚染・騒音対策、佐鳴湖や河川の水質汚濁対策を主要課題として取り組むことになっています。また、主要課題ではありませんが、地下水汚染も確認されているため、あわせて改善に向けた取組を図る必要があります。



## 目的

○公害防止計画を推進するため、大気汚染・騒音及び水質汚濁などの改善を図ります。

## ■主要施策・事業

## ■主要施策(1) 佐鳴湖の水質改善

佐鳴湖は、全国の湖沼の水質(COD濃度による)ランキングで平成13年度より連続で全国ワースト1となっており、佐鳴湖の水質改善対策は本市にとって緊急の課題です。市の中心部に近い湖として貴重な水資源でもあることから、水環境改善対策に積極的に取り組み、全国ワースト1からの脱却を目指します。



主要施策・事業名 [◆第4章との関係]	施策・事業の内容
<b>① (仮称)浜松市 川や湖を守る条例の運用</b> [4-2-(2)水質汚濁対策の推進] [4-3-(2)河川・湖沼・海岸の環境保全]	○佐鳴湖の水質を改善し、市民共有の財産として、良好な水辺環境を保全していくための「(仮称)浜松市 川や湖を守る条例」を効果的に運用するとともに、生活排水や産業排水、農地や市街地など汚濁源に係る調査、対策を進めます。
<b>② 下水道整備の推進</b> [4-2-(2)水質汚濁対策の推進] [4-3-(2)河川・湖沼・海岸の環境保全]	○下水道区域の整備を推進し、下水道普及率の向上や、下水道への接続促進のための啓発活動を推進します。
<b>③ 高度処理型合併処理浄化槽(*)の設置の促進</b> [4-2-(2)水質汚濁対策の推進] [4-3-(2)河川・湖沼・海岸の環境保全]	○窒素など除去能力の優れた高度処理型合併処理浄化槽の設置を促進します。
<b>④ 流入河川改修などの推進</b> [4-3-(2)河川・湖沼・海岸の環境保全]	○湧水の復元や河川浄化能力を期待し、佐鳴湖流域において自然河床などによる多自然な川づくりや、雨水浸透ます(*)の設置を推進します。
<b>⑤ 清流ルネッサンスⅡ行動計画の推進</b> [4-2-(2)水質汚濁対策の推進] [4-3-(2)河川・湖沼・海岸の環境保全] [4-3-(3)生物多様性の維持]	○学識者、市民代表及び行政関係者(県と市)で構成する「清流ルネッサンスⅡ佐鳴湖地域協議会」を中心に、佐鳴湖の水環境改善に向けた取組を総合的に推進します。 なお、市は、事業主体である県と連携を図りながら事業を推進します。

<p><b>⑥佐鳴湖ネットワーク会議などの活動推進</b></p> <p>[4-3-(2)河川・湖沼・海岸の環境保全]</p> <p>[4-4-(2)環境教育・環境学習の推進]</p> <p>[4-4-(3)市民などの自主的な活動の促進]</p>	<p>○汚濁負荷の発生源である市民・事業者との協働により、市民活動として佐鳴湖浄化対策を推進していくことが重要になるため、佐鳴湖クリーン作戦、水質調査、ヨシ刈り、出前講座、学校での教育、情報交換といった「佐鳴湖ネットワーク会議」などの活動を推進し、市民による自主的な活動へとつなげていきます。</p>
---	--

### ●関係課・関連個別計画

関係課	：環境保全課 <b>①⑤⑥</b> 、生活排水対策課 <b>③</b> 、河川課 <b>④</b> 、下水道工事課 <b>②</b>
関連個別計画	：浜松地域公害防止計画 [環境保全課] 浜松市一般廃棄物処理基本計画（生活排水編） [生活排水対策課] 浜松市下水道ビジョン [下水道工事課]

## ■主要施策（２） 自動車交通公害の改善

水質汚濁対策とならんで自動車交通公害対策は、本市の重要課題の一つです。特に総合的な公共交通対策の推進、自動車騒音対策、排出ガスの削減対策などに重点的に取り組み、騒音・大気汚染の改善を図ります。



主要施策・事業名 [◆第4章との関係]	施策・事業の内容
<p><b>①総合的な公共交通対策の推進（公共交通機関などの利用促進）</b></p> <p>[4-1-(5)省エネルギーの推進]</p> <p>[4-2-(1)大気汚染対策の推進]</p> <p>[4-2-(3)騒音・振動・悪臭対策の推進]</p> <p>[4-5-(1)地球温暖化対策の推進]</p>	<p>○自動車への依存度を軽減するため、バス・鉄道など既存公共交通機関の運行システムやダイヤ編成の見直しなどを求めます。</p> <p>○公共交通の利用を支援するため、駅へのアクセス道路の整備やバスレーンの設置などを推進します。</p> <p>○時差通勤を奨励して時間的な交通集中の改善を目指します。</p> <p>○パークアンドライド(*)の導入や自転車の利用促進による公共交通の活用促進についても検討を加え、総合的な公共交通対策を推進します。</p>
<p><b>②自動車騒音対策の推進</b></p> <p>[4-2-(3)騒音・振動・悪臭対策の推進]</p> <p>[4-2-(6)良好な音・かおり・光の環境保全]</p>	<p>○緩衝帯（環境施設帯）の設置や、高機能舗装の実施により自動車騒音・振動の緩和対策を推進します。</p>
<p><b>③自動車排出ガス削減の推進</b></p> <p>[4-2-(1)大気汚染対策の推進]</p> <p>[4-5-(1)地球温暖化対策の推進]</p>	<p>○公共交通機関などの利用促進を推進します。</p> <p>○渋滞や信号待ちの自動車からの排出ガスの低減を図るため、長期計画に基づいて、交通ターミナルへのアクセス道路の整備、バイパス整備を推進します。</p> <p>○渋滞が常態化している交差点の改良などに取り組むほか、自動車排出ガスによる大気汚染濃度を常時監視し、その濃度が高くなるないように渋滞などにおける自動車交通量をコントロールする交通公害低減システムの活用を推進します。</p>

### ●関係課・関連個別計画

関係課	：環境保全課 <b>③</b> 、交通政策課 <b>①③</b> 、道路企画課 <b>①②③</b>
関連個別計画	：浜松地域公害防止計画 [環境保全課] 浜松市総合交通計画 [交通政策課] 浜松市のみちづくり計画 [道路企画課]

## ■主要施策（３） 水質汚濁の改善

河川及び湖沼の水質汚濁対策は本市にとって重要課題の一つとなっています。特に下水道整備、合併処理浄化槽(\*)の設置促進など生活排水対策に重点的に取り組み、水質汚濁の改善を図ります。



主要施策・事業名 [◆第4章との関係]	施策・事業の内容
<b>①（仮称）浜松市 川や湖を守る条例の運用</b> [4-2-(2)水質汚濁対策の推進] [4-3-(2)河川・湖沼・海岸の環境保全]	○「（仮称）浜松市 川や湖を守る条例」の効果的な運用により、河川流域の自然環境の保全を図るとともに、条例の実効性を高めるため、河川パトロールなどを推進します。また、浜名湖や佐鳴湖などの水質を改善し、良好な水辺環境の保全を図るとともに、生活排水や産業排水、農地や市街地などの汚濁源に係る調査、対策を進めます。
<b>②下水道整備の推進</b> [4-2-(2)水質汚濁対策の推進] [4-3-(2)河川・湖沼・海岸の環境保全]	○下水道区域の整備を推進し、下水道普及率の向上や、下水道への接続促進のための啓発活動を推進します。 ○未処理放流水の削減を図るため、合流式下水道 <sup>(*)</sup> の改善を進めます。
<b>③合併処理浄化槽の導入促進</b> [4-2-(2)水質汚濁対策の推進] [4-3-(2)河川・湖沼・海岸の環境保全]	○下水道区域及び農業集落排水処理区域以外の区域では、合併処理浄化槽の設置に対する補助事業を継続し、その普及促進を図ります。 ○補助金の上乗せなどの対策により、くみ取り便槽や単独処理浄化槽 <sup>(*)</sup> から合併処理浄化槽への設置替えを促進します。 ○上水道水源及び閉鎖性水域へ排出する地域に対しては、窒素などの除去能力の優れた高度処理型合併処理浄化槽の設置を促進します。
<b>④生活排水の汚濁負荷削減の推進</b> [4-2-(2)水質汚濁対策の推進] [4-3-(2)河川・湖沼・海岸の環境保全]	○各種の啓発活動を通じて、三角コーナーネット、微細目ストレーナ、廃食用油拭取紙利用の普及、洗面時の節水、風呂水の再利用といった家庭でできる生活排水対策の普及を図ります。 ○「川や湖をきれいにする運動」、「浜名湖の水をきれいにする会」などの取組を通じて、各活動の参加者や参加団体と連携を図りながら、清掃活動や生物の保全活動、勉強会やフォーラムなどの開催を行い、河川、浜名湖の水質改善対策事業を展開していきます。
<b>⑤工場・事業所や非特定汚染源の汚濁負荷削減の推進</b> [4-2-(2)水質汚濁対策の推進] [4-3-(2)河川・湖沼・海岸の環境保全]	○工場・事業所の排水基準の遵守について指導していくとともに、排水対策の強化への協力を求めていきます。また、特定事業場 <sup>(*)</sup> 以外の事業者の自主的な対策についての助言・指導を行います。 ○良質な水質を守るため、公共用水域における着色排水対策に取り組めます。 ○道路や農地から流出する汚濁物質の抑制及び除去を目的に、道路や側溝の清掃活動や、雨水浸透ます・透水性舗装の整備、農地で使用する化学肥料・農薬の低減などに取り組めます。
<b>⑥水質環境モニタリング調査の拡充</b> [4-2-(2)水質汚濁対策の推進] [4-3-(2)河川・湖沼・海岸の環境保全]	○公共用水域の水質の実態を的確に把握する体制を整え、継続的な観測を実施し、環境負荷低減対策の推進に反映させていきます。 ○特に、閉鎖性が強い水域の水質調査を実施し、有効な浄化対策を検討するとともに、効果的な対策の推進を図ります。

### ●関係課・関連個別計画

関係課	：環境企画課 <b>①④</b> 、環境保全課 <b>①⑤⑥</b> 、生活排水対策課 <b>③④</b> 、農業水産課 <b>⑤</b> 、下水道工事課 <b>②</b>
関連個別計画	：浜松地域公害防止計画〔環境保全課〕 浜松市一般廃棄物処理基本計画（生活排水編）〔生活排水対策課〕 浜松市農業振興基本計画〔農業水産課〕 浜松市下水道ビジョン〔下水道工事課〕

## ■主要施策（４） 地下水汚染の改善

本市においては、トリクロロエチレンなどの揮発性有機化合物による地下水汚染が発生しています。地下水汚染の防止対策を進め、汚染された土壌・地下水の浄化対策を推進して、地下水汚染の改善を図ります。



主要施策・事業名 [◆第4章との関係]	施策・事業の内容
<b>①地下水の水質調査と浄化対策の推進</b> [4-1-(2)健全な水循環の確保] [4-2-(4)土壌・地下水汚染の防止]	○地下水の汚染状況を把握するため、環境モニタリング調査など、地下水の水質調査を適正に実施します。 ○汚染井戸が発見された場合には、汚染の範囲、程度、汚染原因の究明などの調査を実施するとともに、汚染源に対して、継続的な浄化対策の実施を指導します。また、定点モニタリング調査により、地域の地下水の経年的な変化を監視します。
<b>②地歴情報の整備</b> [4-1-(2)健全な水循環の確保] [4-2-(4)土壌・地下水汚染の防止]	○水質汚濁防止法上の特定施設や有害物質に関する地歴情報の整備に向けた検討を進めます。

### ●関係課・関連個別計画

関係課	: 環境保全課①②
関連個別計画	: 浜松地域公害防止計画 [環境保全課]

## ■環境指標

環境指標	現状値	目標値
	平成18年度 (2006年)	平成26年度 (2014年)
<b>●環境基準(*)の達成状況</b> 市内の大気や水質などの全環境基準点での測定項目の総数のうち環境基準達成数の割合(環境基準達成数/測定項目総数)	93.8% (813/867)	94.6% (821/867)

### ◆(仮称)浜松市 川や湖を守る条例

浜名湖、佐鳴湖、天竜川などの豊かな水環境は、多くの市民や企業、愛護団体による清掃活動などにより、美しい景観や自然環境が保たれてきました。

その一方で、佐鳴湖や浜名湖などには家庭や工場などからの生活排水や事業排水などが流れ込み、水質の汚濁が懸念されています。また、近年では、天竜川などで一部のレジャー客によるごみの投棄、食器類の洗浄、深夜におよぶ花火やカラオケの騒音などにより、景観や自然環境だけでなく、周辺住民の生活環境にまで影響を及ぼしています。このような背景を踏まえ、排水対策やレジャー客のマナー向上を目的とした「(仮称)浜松市 川や湖を守る条例」の制定を平成20年度に予定しています。

#### ●条例のポイント

次の2つの区域を指定し、指導や立入検査、パトロールなどを行うことで条例を効果的に運用します。

- ◎湖沼保全区域: 特に浜名湖、佐鳴湖などの湖の水質を保全するための区域
- ◎環境共生区域: 特にレジャー客のマナー向上を図るための区域

